

白滝山ウインドファーム株式会社「(仮称)白滝山ウインドファーム更新事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和元年7月17日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)白滝山ウインドファーム更新事業計画段階環境配慮書」について、白滝山ウインドファーム株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。
意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 山口県下関市及び長門市
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出力 : 最大50,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成31年 4月22日
環境大臣意見受理	令和元年 7月 5日
経済産業大臣意見	令和元年 7月 17日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内、常泉
電話03-3501-1742(直通)

白滝山ウインドファーム株式会社「(仮称)白滝山ウインドファーム更新事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の設置の際に行った自主的な環境影響評価の結果及び稼働中に実施した調査結果等を活用し、既設の風力発電設備等の設置・稼働による環境影響について適切に把握するとともに、それらの結果を踏まえて、本事業による計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。また、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の撤去跡地や既存の道路等を利用することにより、新設する場合に比べ、環境影響の程度を低減することが可能な場合には、その利用等を最大限考慮すること。

(2) 工事計画の検討

工事計画の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の撤去工事の実施に伴う大気環境、水環境、廃棄物等の影響に関する調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を適切に実施すること。これらを行わない場合には、方法書において、その合理的な理由を検討経緯も含めて適切に記載すること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の

削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。また、風力発電設備等の建て替えにおいては、現況からの環境影響の増加分のみに着眼することなく、現況の課題も踏まえた上で、本事業の実施による環境影響の回避・低減のための環境保全措置を検討すること。

2. 各論

(1)騒音等に係る環境影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の近傍には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)風車の影に係る環境影響

想定区域の近傍には、複数の住居が存在しており、本事業で設置が予定されている風力発電設備については、既設の風力発電設備に比べ、ハブの高さ及びブレードの長さが増加する計画であることから、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3)鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、希少猛禽類であるクマタカの生息が確認されているほか、ハチクマの渡り経路となっている可能性がある。また、本事業は既設の風力発電設備等の更新

を行うものであり、本事業で設置を予定している風力発電設備については、既設の風力発電設備に比べ、ハブの高さやブレードの長さ等が増加する計画であることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、既設の風力発電設備の稼働によるこれら鳥類のバードストライクや渡りへの影響等の確認を含む適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 植物及び生態系に対する影響

想定区域には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査(特定植物群落調査)において特定植物群落に選定されている「白滝山のツゲ群落」及び同調査の第6回・第7回(植生調査)において自然度の高い植生等が存在する区域が確認されていることから、当該区域において風力発電設備等の設置等により、新たに土地の改変が行われる場合には、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既設の風力発電設備等の撤去跡地や既存の道路等を利用することにより、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域には、「白滝山登山道」が存在しており、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影及び景観変化等による当該人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。